

宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉サービス第三者評価事業において、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が行う評価業務が適切に実施されるよう、第三者評価の手法、第三者評価結果の取扱い等を定めることを目的とする。

(評価基準)

第2条 評価機関は、別に定める宮城県福祉サービス第三者評価基準（以下「評価基準」という。）を用いて評価業務を行う。

(契約)

第3条 評価機関は、第三者評価事業を行うに当たっては、契約書を作成し、評価を受ける事業者と契約を締結しなければならない。

2 評価機関は、契約に当たって、事業者第三者評価事業の趣旨、評価の手法、評価調査者、評価結果の公表等の重要事項を事前に説明し、理解を得なければならない。

(書面調査及び訪問調査)

第4条 評価業務は、書面調査及び訪問調査（実地調査）により実施するものとする。

2 書面調査は、事業者が行う評価基準等による自己評価の結果及び事業者の組織、事業の概要等を示す書類等に基づき、評価基準等の項目ごとに福祉サービスの実施概要等を把握した上で行うものとする。このとき、評価機関は、事業者に提出を求める書類等について可能な限り既存の資料を活用するなど、事業者の負担軽減に配慮しなければならない。

3 前項の自己評価は、評価基準の評価項目について、事業者自らが各部門に従事する職員の評価を取りまとめ、運営管理部門及び福祉サービス部門の職員等の合議により作成するものとする。

4 訪問調査（実地調査）は、書面調査等の結果を踏まえ、現地において評価基準に沿って運営や福祉サービスの実施状況を把握・検証する方法によって行うものとする。

(利用者の意向の把握)

第5条 前条第1項に規定する調査のほか、評価機関は、利用者の福祉サービスに関する意向等を把握し第三者評価の参考に資するため、利用者調査を行うよう努めなければならない。

2 利用者調査は、事前に事業者と協議の上、利用者の意向を反映できる適切な方法で実施しなければならない。

(評価調査者の登録証明)

第6条 評価調査者が評価業務に従事する場合は、評価調査者登録証明書（別記様式）を必ず携帯し、調査を行う場合はこれを提示し、身分を明らかにした上で実施するものとする。

(評価調査者の業務)

第7条 1件の評価業務は、2人以上（宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱別表1の

項又は2の項に掲げる者それぞれ1人以上)の評価調査者により実施するものとする。

- 2 評価結果の取りまとめは、当該評価業務を実施した評価調査者を含めた2人以上の合議により行うものとする。

(評価結果の公表)

第8条 評価機関は、事業者に対し評価結果を報告するとともに、評価内容について説明し、当該評価結果の公表について同意を求めなければならない。

- 2 評価機関は、前項の同意が得られた場合にあっては当該評価結果を、前項の同意が得られない場合にあっては評価を受審した事実を公表しなければならない。

(評価結果の報告等)

第9条 評価機関は、評価業務1件ごとの評価結果及び前条第2項の同意の有無を知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、評価機関が行う公表の例により、当該評価結果又は評価を受審した事実を公表しなければならない。

(受審証明書の交付)

第10条 知事は、第三者評価を受審した事業者に対して、第三者評価を受審したことを証明する書面を交付する。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構が認証した評価機関が行った評価業務は、この要綱に基づいて行われたものと見なす。

附 則

この要綱は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。